

多胎妊娠※の妊婦健康診査支援事業について

※多胎妊娠とは、母親の胎内で同時期に複数（2子以上）の胎児が発育することです

瑞穂市では、妊娠届出をされたかた妊婦のかたへ「妊婦一般健康診査の受診票」を14枚交付しています。

多胎妊娠の場合、一般的に単胎妊娠の場合よりも短い期間で妊婦健診を行うこと、超音波検査による画像診断を含めた妊婦健診を実施しながら経過管理をしていく必要性が高まること等から、妊婦健康診査の一部を下記のとおり追加いたします。

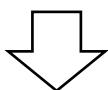
【対 象 者】 下記①②の全てに該当するかた

- ① 令和7年4月1日以降に多胎妊娠で母子健康手帳を発行するかた
- ② 妊婦健康診査の受診日に瑞穂市に住民登録のあるかた

【助成内容】 「妊婦健康診査受診票（補助券）」14枚のうち、

3・5・9枚目の「基本健康診査」に、超音波検査を追加します

「②基本健康診査」



「③基本健康診査・超音波検査」



お問い合わせ

瑞穂市役所 健康推進課

電話：(058) 327-8611